

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和5年 4月28日

埼玉県議会議員一般選挙（南第1区 草加市） における当選の効力に関する異議申出について

令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第1区 草加市）における当選の効力に関する異議申出がなされ、本日の委員会で受理することを決定しましたので、お知らせします。

記

1 申出人

木元 千鶴子（埼玉県議会議員一般選挙（南第1区 草加市）の選挙人）

2 申出の趣旨

令和5年4月9日執行の埼玉県議会議員一般選挙（南第1区 草加市）における当選人である中村 美香氏の当選無効を求める。

3 申出の理由

本件選挙の当選人である中村美香氏は被選挙権（住所要件）を有していないとして、同人の当選無効を求めるもの。本件選挙における被選挙権に係る住所要件は、埼玉県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3か月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き埼玉県の区域内に住所を有していなければならないが、同氏に係る住所要件には疑義があるため。

4 決定の期限

この異議申出に対する当委員会の決定は、申出の日（4月24日）から30日以内（5月24日まで）に行うよう努めるものとされている（公職選挙法第213条第1項）。